

はじめに

FPとは「**F**inancial(ファイナンシャル)・**P**lanning(プランニング) = 資金計画・立案」と「**F**inancial(ファイナンシャル)・**P**lanner(プランナー)」の2つを表す略称です。

個人の夢や目標の達成に向けたライフプラン(=人生設計)には、さまざまな「お金」の問題が発生します。そこで、個人のライフプランに合わせた資金計画の立案には、一つの分野に特化した知識だけでなく、「年金」「保険」「不動産」「金融資産」「税金」「相続」など、さまざまな種類の「お金」の知識が必要となります。

「FP」は、これらの「お金」の知識を総合的に身に付けて、お客様のライフプランの実現に向けたアドバイスをする専門家です。

人生100年時代を迎え「お金」の知識を身に付けることは、当然、ビジネスとして活用することができますが、同時に、本書を手にとられているみなさまの人生の羅針盤にもなります。学ぶことで「経済」が見える。「社会」が見える。「人生」が見える。そんな資格が「FP」なのです。

「FP」を目指すみなさまの登竜門となる資格が「3級ファイナンシャル・プランニング技能士(FP技能士)」です。

本書は、「3級FP技能士」の合格を目的とし、初めて「FP」を勉強しようとしている方にわかりやすく「お金」の知識を身に付けていただけるような工夫を数多く盛り込んでいます。

本書を執筆いたしました「資格の大原 FP講座の専任講師」は、これまで数多くのFP技能士の合格者を輩出しております。試験傾向はもちろん、受検生が苦手な論点などを熟知しておりますので、本書の中に「合格のノウハウ」が余すことなく集約されております。

本書をご利用されるみなさまが必ず「3級FP技能士」の栄冠を勝ち取られることを、資格の大原 FP講座専任講師一同、心より祈念いたしております。

資格の大原 FP講座

<トピックス>

2024年4月より、「3級FP技能検定(学科試験、実技試験)」は、全国で随時受検ができる「CBT(Computer Based Testing)試験」へ移行されました。

本書の利用方法

本書は、NPO 法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会(以下、協会)と一般社団法人金融財政事情研究会(以下、金財)が実施する「3級 FP 技能検定」の過去の本試験問題の中から頻出度・重要度の高い問題を厳選した問題集です。

〈学科編〉

テキスト(別冊)と対応

『資格の大原公式 FP 3級合格テキスト』と対応していますので、本書とともに利用できます。

第2節 教育資金

問題 1 2021年1月試験

日本政策金融公庫の教育一般貸付(国の教育ローン)の使途は、入学金や授業料といった学校に直接支払うものに限られる。

問題 2

独立行政法人... ない第一種奨学金

DATE

問題を解答した日付を入力できます。
各問題を「3回」確認すれば、もう万全です。

問題 3

日本政策金融公庫の教育一般貸付(国の教育ローン)の融資限度額は、所定の海外留学資金等として利用する場合を除き、進学・在学する(①)につき(②)である。

1) ① 学生・生徒1人 ② 300万円
2) ① 学生・生徒1人 ② 350万円
3) ① 学生・生徒が属する世帯 ② 400万円

問題 4 2015年9月試験

本学生支援機構が取り扱う貸与型奨学金には(①)の第一種奨学金と(②)の第二種奨学金があるが、第二種奨学金では、その貸与を受けている間(在学中)について(③)とされる。

1) ① 無利息 ② 利息付 ③ 無利息
2) ① 利息付 ② 無利息 ③ 無利息
3) ① 無利息 ② 利息付 ③ 利息付

★印問題

本試験の重要度・頻出度がMAXの問題。
本試験までに絶対に押さえない問題です。

問題の「×年×月試験」は本試験の出題時期をあらわしています。なお、一部の問題は、法令等の改正等、レイアウトの変更などに伴い、適宜、修正をしております。

第1章 教育資金

第2章 ライフプランニングと資金計画

解答 ×

奨学金が取り扱う貸与型奨学金は、第一種奨学金も第二種奨学金も、第一種奨学金は、第二種奨学金に比べて、本人の学力や家計に設定されている。

日本政策金融公庫の教育一般貸付(国の教育ローン)の融資限度額は、所定の海外留学資金等として利用する場合を除き、進学・在学する学生・生徒1人につき350万円である。

解答 1)

まとめ

税務	有償無償問わず具体的な税務相談や税務書類の作成
生命保険専業人	生命保険や損害保険の募集や紹介(仲介)
金融商品取引業	具体的な投資判断(時期、数量、投資方法)の助言
弁護士	具体的な法律相談や法律事務
社会保険士	報酬を得て行う行政機関等に提出する書類の作成

<資格や免許がない場合に法令違反とならない場合>

監事	セミナーなどにおける一般的な税法の解説など
生命保険専業人	生命保険や損害保険の一般的な解説や保険証券の説明など
金融商品取引業	金融商品に関する過去のデータや資料の提供など

<権利関係>

まとめ

〈学科編〉の各章の最後に、問題を解答する際のポイントをまとめてあります。

本書は、2026年4月1日現在の施行法令等により作成されています。

〈実技編〉

〈実技編〉

ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

3級 資産設計 提案業務

第1回
問題

科目別

過去の本試験より厳選した問題を科目別に各2回分掲載しています。
受検予定の問題をしっかりと確認しましょう。

【実技試験の試験範囲】

【資産設計提案業務】（協会：実施）

1. 関連業法との関係及び職業上の倫理を踏まえたファイナンシャル・プランニング
2. ファイナンシャル・プランニングのプロセス
3. 顧客のファイナンス状況の分析と評価

【個人資産相談業務】（金財：実施）

1. 関連業法との関係及び職業上の倫理を踏まえたファイナンシャル・プランニング
2. 個人顧客の問題点の把握
3. 問題の解決策の検討・分析

【保険顧客資産相談業務】（金財：実施）

1. 関連業法との関係及び職業上の倫理を踏まえたファイナンシャル・プランニング
2. 保険顧客の問題点の把握
3. 問題の解決策の検討・分析

【試験実施機関による比較】

	協 会	金 財
出題科目	資産設計提案業務	個人資産相談業務 保険顧客資産相談業務 1つ選択
出題形式	CBT多肢選択式(20問)	CBT事例形式5題(15問)
試験時間	60分	60分
合格基準	100点満点で60点以上	50点満点で30点以上

3級FP技能検定■合格スケジュール

次の日程を参考に各自の合格スケジュールを立てましょう！

学習内容	学習範囲	9月受検の モデルケース	1月受検の モデルケース	5月受検の モデルケース
テキスト※ を読む	第1章 ライフプランニングと資金計画	6月上旬	11月上旬	3月上旬
	第2章 リスク管理			
	第3章 金融資産運用			
問題集(本書) (学科)を解く	第1章 ライフプランニングと資金計画	6月中旬	11月中旬	3月中旬
	第2章 リスク管理			
	第3章 金融資産運用			
テキストを読む	第4章 タックスプランニング	6月下旬	11月下旬	3月下旬
	第5章 不動産			
	第6章 相続・事業承継			
問題集(学科)を 解く	第4章 タックスプランニング	7月上旬	12月上旬	4月上旬
	第5章 不動産			
	第6章 相続・事業承継			
問題集(実技)を 解く	受検予定の実技試験の問題	7月中旬	12月中旬	4月中旬
問題集の正解率80%を達成		8月上旬	12月下旬	5月上旬
最終確認や弱点補強など		試験の直前1週間前		
3級FP技能検定(CBT試験)		随時(休止期間を除く)		

※テキストは別冊となります。

— 法令基準日 —

3級FP技能検定の法令基準日は、2026年6月～2027年5月実施分は「2026年4月1日」となります。

目次

〈学科編〉

第1章 ライフプランニングと資金計画 1	
第1節 FPとライフプランニング..... 2	第6節 公的年金制度の概要..... 22
第2節 教育資金..... 4	第7節 老齢基礎年金・老齢厚生年金..... 24
第3節 住宅取得資金..... 6	第8節 障害年金・遺族年金..... 28
第4節 医療保険・介護保険..... 12	第9節 確定拠出年金・国民年金基金..... 32
第5節 労災保険・雇用保険..... 18	第10節 ライフプランニングの考え方..... 34
第2章 リスク管理 41	
第1節 保険業法..... 42	第5節 火災に関する保険..... 60
第2節 生命保険の概略..... 46	第6節 自動車に関する保険..... 62
第3節 生命保険の種類..... 52	第7節 ケガに関する保険・賠償責任保険..... 66
第4節 損害保険の仕組み..... 58	第8節 第三分野の保険..... 70
第3章 金融資産運用 75	
第1節 経済活動と景気対策..... 76	第4節 投資信託..... 92
第2節 預貯金と債券..... 82	第5節 外貨建て商品など..... 98
第3節 株式..... 88	第6節 預金保険制度など..... 102
第4章 タックスプランニング 109	
第1節 税金の分類と計算体系..... 110	第5節 所得控除..... 134
第2節 所得税の仕組み..... 112	第6節 税額控除..... 142
第3節 各種所得の内容..... 114	第7節 確定申告..... 146
第4節 課税標準の計算..... 130	

第5章 不動産..... 153

第1節 不動産の見方..... 154	第4節 不動産に係る税金..... 174
第2節 不動産の取引..... 158	第5節 不動産の有効活用..... 184
第3節 不動産に関する法令上の制限..... 166	

第6章 相続・事業承継..... 189

第1節 相続と法律..... 190	第3節 相続と税金..... 206
第2節 贈与と法律・税金..... 198	第4節 財産の評価..... 216

〈実技編〉

資産設計提案業務(第1回)..... 227

資産設計提案業務(第2回)..... 255

個人資産相談業務(第1回)..... 283

個人資産相談業務(第2回)..... 305

保険顧客資産相談業務(第1回)..... 325

保険顧客資産相談業務(第2回)..... 347

一般社団法人金融財政事情研究会 ファイナンシャル・プランニング技能検定
3級実技試験(個人資産相談業務、保険顧客資産相談業務)
【許諾番号】1708K000002

〈学科編〉

第 1 章

ライフプランニングと資金計画

頻出項目ポイント

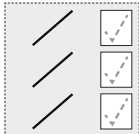
- FP とライフプランニング
法令遵守、複利係数の計算問題
- 教育資金
教育一般貸付と日本学生支援機構の奨学金
- 住宅取得資金
住宅ローンの返済方法
- 社会保険
健康保険、介護保険
- 労働保険
労災保険、雇用保険
- 公的年金
老齢基礎年金、遺族厚生年金

第1節 FPとライフプランニング

テキストP.3～

○×問題

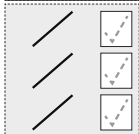
DATE



問題 1 2018年5月試験

ファイナンシャル・プランナーが顧客と投資顧問契約を締結し、その契約に基づき投資助言・代理業を行うには、金融商品取引業の登録を受けなければならない。

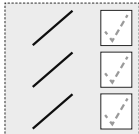
DATE



★ 問題 2 2020年9月試験

税理士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客のために反復継続して確定申告書を作成しても、その行為が無償であれば税理士法に抵触しない。

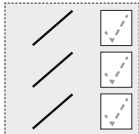
DATE



★ 問題 3 2016年1月試験

保険業法上、生命保険募集人の登録を受けていないファイナンシャル・プランナーが、ライフプランの相談に来た顧客に対し、生命保険商品の商品性を説明することは、禁止されていない。

DATE



★ 問題 4 2014年9月試験

弁護士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客からの相談に応ずる場合は、一般的な法令などの説明を行うにとどめ、個別具体的な法律事務の取扱い等は、弁護士等の専門家に委ねなければならない。

選択問題

DATE



問題 5 2011年9月試験

金融商品取引法では、同法で定める金融商品取引業を行うには()の登録を受けなければならないとされている。

- 1) 内閣総理大臣 2) 財務大臣 3) 都道府県知事

解 答 ○

なお、投資助言・代理業における助言とは、**特定銘柄の購入時期や数量など具体的な投資判断を助言すること**であるため、金融商品に関する過去のデータや資料の提示を行うだけであれば、金融商品取引業の登録を受けなくても行うことができる。

解 答 ×

税理士資格を有しないファイナンシャル・プランナーは、**有償・無償を問わず、税理士法に規定された税理士業務**(確定申告書の作成や具体的な個別相談)を行ってはならない。なお、税制の一般的な説明をすることは、**税理士法に抵触しない**。

解 答 ○

なお、商品性の説明に留まらず、**募集・勧誘**まで行うためには、生命保険募集人の登録が必要となる。

解 答 ○

弁護士資格を有しないFPが、顧客からの相談に応ずる場合は、一般的な法令などの説明を行うにとどめ、個別具体的な**法律事務**(遺産分割をめぐって係争中の顧客から相談を受け、相続人間の利害調整を行うことなど)の取扱い等は、弁護士等の専門家に委ねなければならない。

解 答 1)

金融商品取引法では、同法で定める金融商品取引業を行うには**内閣総理大臣**の登録を受けなければならないとされている。

第2節 教育資金

テキストP.9～

○×問題

DATE



問題 1 2021年1月試験

日本政策金融公庫の教育一般貸付(国の教育ローン)の用途は、入学金や授業料といった学校に直接支払うものに限られる。

DATE



問題 2 2014年5月試験

独立行政法人日本学生支援機構が取り扱う貸与型奨学金には、返済義務のない第一種奨学金と返済義務のある第二種奨学金がある。

選択問題

DATE



問題 3 2018年5月試験

日本政策金融公庫の教育一般貸付(国の教育ローン)の融資限度額は、所定の海外留学資金等として利用する場合を除き、進学・在学する(①)につき(②)である。

- 1) ① 学生・生徒1人 ② 300万円
- 2) ① 学生・生徒1人 ② 350万円
- 3) ① 学生・生徒が属する世帯 ② 400万円

DATE



問題 4 2015年9月試験

日本学生支援機構が取り扱う貸与型奨学金には(①)の第一種奨学金と(②)の第二種奨学金があるが、第二種奨学金では、その貸与を受けている間(在学中)について(③)とされる。

- 1) ① 無利息 ② 利息付 ③ 無利息
- 2) ① 利息付 ② 無利息 ③ 無利息
- 3) ① 無利息 ② 利息付 ③ 利息付

解 答 ×

日本政策金融公庫の教育一般貸付(国の教育ローン)の用途は、入学金や授業料といった学校に直接支払うものだけでなく、**受験費用**や在学のために必要となる**住居費用**なども認められている。

解 答 ×

独立行政法人日本学生支援機構が取り扱う貸与型奨学金は、第一種奨学金も第二種奨学金も**返済義務がある**。なお、第一種奨学金は、第二種奨学金に比べ、本人の学力や家計の収入等に係る基準が厳しめに設定されている。

解 答 2)

日本政策金融公庫の教育一般貸付(国の教育ローン)の融資限度額は、所定の海外留学資金等として利用する場合を除き、進学・在学する**学生・生徒1人につき350万円**である。

解 答 1)

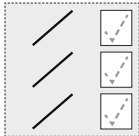
日本学生支援機構が取り扱う貸与型奨学金には**無利息**の第一種奨学金と**利息付**の第二種奨学金があるが、第二種奨学金では、その貸与を受けている間(在学中)について**無利息**とされる。

第3節 住宅取得資金

テキストP.11～

○×問題

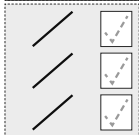
DATE



問題 1 2020年1月試験

住宅金融支援機構と民間金融機関が提携した住宅ローンであるフラット35の融資金利は固定金利であり、その利率は取扱金融機関がそれぞれ独自に決定している。

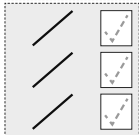
DATE



問題 2 2013年1月試験

住宅金融支援機構のフラット35では、中古住宅は融資対象とならない。

DATE



問題 3 2012年5月試験

住宅金融支援機構のフラット35では、繰上返済手数料は無料とされている。

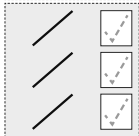
DATE



問題 4 2020年9月試験

住宅を取得する際に長期固定金利住宅ローンのフラット35(買取型)を利用するためには、当該住宅の建設費または購入価額が消費税相当額を含めて1億5,000万円以下である必要がある。

DATE



問題 5 2015年5月試験

住宅ローンの一部繰上げ返済を行う際に「期間短縮型」を選択した場合、一般に、繰上げ返済後の毎回の返済額は増額となるが、残りの返済期間は短くなる。

解答 ○

住宅金融支援機構と民間金融機関が提携した住宅ローンであるフラット35の融資金利は**固定金利**であり、その利率は一律ではなく、取扱金融機関がそれぞれ**独自に決定**している。

解答 ×

フラット35では、**中古住宅**も一定の条件を満たせば融資対象となる。

解答 ○

なお、繰上げ返済可能な金額は、原則として**100万円**以上であるが、住宅金融支援機構のインターネットサービス「住・My Note」を利用して一部繰上げ返済を申し込む場合は、**10万円**以上であればよい。

解答 ×

長期固定金利住宅ローンのフラット35(買取型)を利用するにあたり、当該住宅の建設費または購入価額が消費税相当額を含めて**1億5,000万円**以下でなければならないという**融資条件**はない。

解答 ×

住宅ローンの一部繰上げ返済を行う際に**期間短縮型**を選択した場合、一般に、繰上げ返済後の毎回の**返済額は変わらず**に、残りの**返済期間は短くなる**。なお、返済期間を変更せずに毎月の返済額を減額する**返済額軽減型**もある。

DATE



問題 6 2014年1月試験

住宅ローンの一部繰上げ返済には、返済期間短縮型と返済額軽減型の方法があるが、一般に、返済期間短縮型よりも返済額軽減型のほうが利息の軽減効果大きい。

DATE

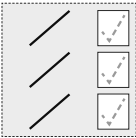


問題 7 2012年9月試験

住宅ローン(全期間固定金利型)の一部繰上げ返済は、一般に、その実行時期が早いほど、元金総返済額を減少させる効果大きい。

選択問題

DATE

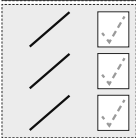


★ **問題 8** 2015年1月試験

住宅金融支援機構のフラット35は、()時点での金利が適用される。

- 1) 借入申込 2) 融資実行 3) 居住開始

DATE

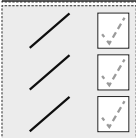


★ **問題 9** 2014年5月試験

住宅金融支援機構のフラット35の融資金額は、100万円以上()以下で、建設費または購入価額(非住宅部分に関するものを除く)以内とされている。

- 1) 8,000万円 2) 1億円 3) 1億2,000万円

DATE



問題 10 2013年9月試験

住宅金融支援機構のフラット35を申込み際の条件として、年収に占めるすべての借入(フラット35を含む)の年間合計返済額の割合は、年収400万円未満の場合は30%以下、年収400万円以上の場合は()以下でなければならない。

- 1) 35% 2) 40% 3) 45%

解 答 ×

住宅ローンの一部繰上げ返済には、返済期間短縮型と返済額軽減型の方法があるが、一般に、**返済額軽減型**よりも**返済期間短縮型**のほうが利息の軽減効果大きい。

解 答 ○

全期間固定金利型の住宅ローンの一部繰上げ返済は、一般に、その**実行時期が早い**ほど、元利金総返済額を減少させる効果大きい。

解 答 2)

住宅金融支援機構のフラット35は、**融資実行時点**での金利が適用される。

解 答 3)

住宅金融支援機構のフラット35の融資金額は、100万円以上**1億2,000万円**以下で、建設費または購入価額(非住宅部分に関するものを除く)以内とされている。

解 答 1)

住宅金融支援機構のフラット35を申込む際の条件として、年収に占めるすべての借入(フラット35を含む)の年間合計返済額の割合は、年収400万円未満の場合は30%以下、年収400万円以上の場合は**35%**以下でなければならない。

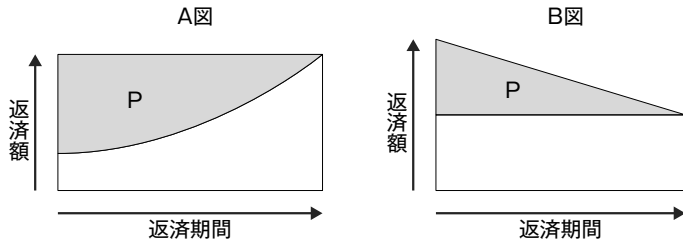
DATE



問題 11

2017年1月試験

下図は、住宅ローンの返済方法をイメージ図で表したものであるが、A図は(①)返済方式を、B図は(②)返済方式を、両図のPの部分は(③)部分をそれぞれ示している。



- 1) ① 元金均等 ② 元利均等 ③ 利息
 2) ① 元利均等 ② 元金均等 ③ 利息
 3) ① 元利均等 ② 元金均等 ③ 元金

DATE



問題 12

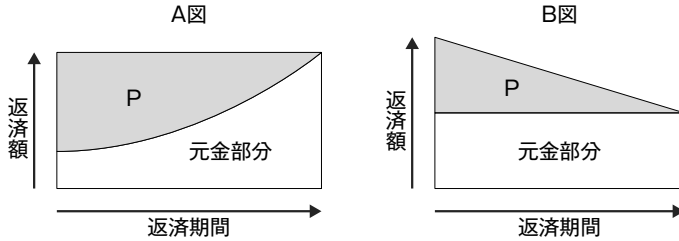
2018年5月試験

住宅ローンの返済方法のうち、元利均等返済方式と元金均等返済方式の利息を含めた総返済金額を比較すると、返済期間や金利などの他の条件が同一である場合、通常、その額は、()。

- 1) 元利均等返済方式のほうが多い
 2) どちらも同じ額である
 3) 元金均等返済方式のほうが多い

解答 2)

下図は、住宅ローンの返済方法をイメージ図で表したものであるが、A図は元利均等返済方式を、B図は元金均等返済方式を、両図のPの部分は利息部分をそれぞれ示している。

**解答 1)**

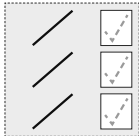
住宅ローンの返済方法のうち、元利均等返済方式と元金均等返済方式の利息を含めた総返済金額を比較すると、返済期間や金利などの他の条件が同一である場合、通常、その額は、元利均等返済方式のほうが多い。

第4節 医療保険・介護保険

テキストP.15～

○×問題

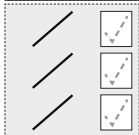
DATE



問題 1 2021年1月試験

健康保険の被保険者が同一月内に同一の医療機関等で支払った医療費の一部負担金等の額が、その者に係る自己負担限度額を超えた場合、その支払った一部負担金等の全額が、高額療養費として支給される。

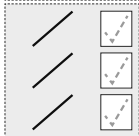
DATE



★ 問題 2 2020年9月試験

全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である会社員が、退職後に任意継続被保険者となるためには、資格喪失日から14日以内に任意継続被保険者となるための申出をしなければならない。

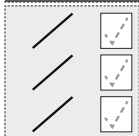
DATE



問題 3 2009年9月試験

健康保険法に基づき、被保険者が出産した場合には出産育児一時金が支給され、被保険者の被扶養者が出産した場合には家族出産育児一時金が支給される。

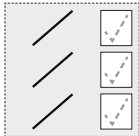
DATE



★ 問題 4 2019年1月試験

公的介護保険の第2号被保険者は、市町村または特別区の区域内に住所を有する40歳以上60歳未満の医療保険加入者である。

DATE



問題 5 2008年1月試験

公的介護保険の第1号被保険者が負担する保険料は、全国一律ではなく、市町村および特別区などにより異なる。

解 答 ×

健康保険の被保険者が同一月内に同一の医療機関等で支払った医療費の一部負担金等の額が、その者に係る自己負担限度額を超えた場合、その**超えた金額**が、高額療養費として支給される。

解 答 ×

全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者が、退職後に任意継続被保険者となるためには、資格喪失日から**20日**以内に任意継続被保険者となるための申出をしなければならない。なお、退職後に国民健康保険の被保険者となるためには、資格喪失日から14日以内に申出をしなければならない。

解 答 ○

なお、出産育児一時金および家族出産育児一時金は、一児につき原則として**50万円**である。

解 答 ×

公的介護保険の第2号被保険者は、市町村または特別区の区域内に住所を有する**40歳**以上**65歳**未満の医療保険加入者である。

解 答 ○

公的介護保険の第1号被保険者が負担する保険料は、全国一律ではなく、**市町村および特別区**などにより異なるが、その者の所得に応じて異なる。

DATE

**問題 6** 2014年9月試験

公的介護保険の介護給付または予防給付のサービスを受けた者は、原則として、かかった費用(食費、居住費等を除く)の3割を負担する。

選択問題

DATE

**問題 7** 2019年5月試験

健康保険の任意継続被保険者となるためには、健康保険の被保険者資格を喪失した日の前日まで継続して(①)以上被保険者であった者が、原則として、資格喪失の日から(②)以内に任意継続被保険者の資格取得手続を行う必要がある。

- 1) ① 2ヵ月 ② 20日
 2) ① 2ヵ月 ② 14日
 3) ① 1年 ② 14日

DATE

**問題 8** 2020年9月試験

全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者に支給される傷病手当金の支給期間は、同一の疾病または負傷およびこれにより発した疾病に関して、その支給開始日から通算して()に達するまでである。

- 1) 1年 2) 1年6ヵ月 3) 2年

DATE

問題 9 2015年5月試験

健康保険の被保険者に支給される傷病手当金の額は、1日につき、原則として、当該被保険者の支払開始日の直近12ヵ月の標準報酬月額を平均額を30で除した額の()に相当する額である。

- 1) 3分の1 2) 3分の2 3) 4分の3

DATE

**問題 10** 2014年5月試験

健康保険の被保険者が、産科医療補償制度に加入している医療機関で出産したときは、出産育児一時金として一児ごとに()が支給される。

- 1) 42万円 2) 50万円 3) 55万円

解 答 ×

公的介護保険の介護給付または予防給付のサービスを受けた者は、原則として、かかった費用(食費、居住費等を除く)の**1割**を負担する。なお、第1号被保険者のうち、一定以上の所得がある者の負担割合は2割または3割となる。

解 答 1)

健康保険の任意継続被保険者となるためには、健康保険の被保険者資格を喪失した日の前日まで継続して**2カ月**以上被保険者であった者が、原則として、資格喪失の日から**20日**以内に任意継続被保険者の資格取得手続を行う必要がある。

解 答 2)

全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者に支給される傷病手当金の支給期間は、同一の疾病または負傷およびこれにより発した疾病に関して、その支給開始日から通算して**1年6カ月**に達するまでである。

解 答 2)

健康保険の被保険者に支給される傷病手当金の額は、1日につき、原則として、当該被保険者の支払開始日の直近12カ月の標準報酬月額を30で除した額の**3分の2**に相当する額である。

解 答 2)

健康保険の被保険者が、産科医療補償制度(出産により所定の脳性麻痺が生じた場合に補償する制度)に加入している医療機関で出産したときは、出産育児一時金として一児ごとに**50万円**が支給される。

DATE

**問題 11** 2019年9月試験

健康保険の被保険者(障害の状態にない)は、原則として、()になると健康保険の被保険者資格を喪失し、後期高齢者医療制度の被保険者となる。

- 1) 65歳 2) 70歳 3) 75歳

DATE

**問題 12** 2013年1月試験

公的介護保険の被保険者は2つに区分され、(①)以上の者は第1号被保険者、(②)の公的医療保険加入者は第2号被保険者となる。

- 1) ① 60歳 ② 40歳以上60歳未満
 2) ① 65歳 ② 40歳以上65歳未満
 3) ① 65歳 ② 45歳以上65歳未満

DATE

**問題 13** 2012年1月試験

公的介護保険による保険給付の対象となるサービスを受けた者は、原則として、そのサービスに要した費用(食費、居住費等を除く)の()を負担する。

- 1) 1割 2) 2割 3) 3割

DATE

**問題 14** 2012年5月試験

公的介護保険の(①)被保険者が、保険者である(②)から要介護または要支援の認定を受ける場合は、要介護または要支援の原因である障害が特定疾病によって生じたものに限られる。

- 1) ① 第1号 ② 都道府県
 2) ① 第1号 ② 市町村(または特別区)
 3) ① 第2号 ② 市町村(または特別区)

解答 3)

健康保険の被保険者(障害の状態にない)は、原則として、**75歳**になると健康保険の被保険者資格を喪失し、後期高齢者医療制度の被保険者となる。

解答 2)

公的介護保険の被保険者は2つに区分され、**65歳以上**の者は第1号被保険者、**40歳以上65歳未満**の公的医療保険加入者は第2号被保険者となる。

解答 1)

公的介護保険による保険給付の対象となるサービスを受けた者は、原則として、そのサービスに要した費用(食費、居住費等を除く)の**1割**を負担する。なお、第1号被保険者のうち、一定以上の所得がある者の負担割合は2割または3割となる。

解答 3)

公的介護保険の**第2号被保険者**が、保険者である**市町村(または特別区)**から要介護または要支援の認定を受ける場合は、要介護または要支援の原因である障害が特定疾病によって生じたものに限られる。なお、第1号被保険者については、要介護状態または要支援状態となった原因を問わない。